

# リフォームローン 商品概要

■商品概要（保証会社：しんきん保証基金）

H28.4.1 現在

<p><b>(1) 資金用途</b></p>	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる下記の資金</p> <p>① リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用（印紙代、解体工事費用等）          ※申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金、契約金に限る）も可。</p> <p>② 申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>③ 申込人が、リフォームを行う物件の取得のために自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの          （借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅延が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限る）</p> <p>④ リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金          （①と合わせた申込みで100万円まで）</p> <p>【対象となる自宅の条件】</p> <p>申込人またはその同居家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの          ※次のものは各種（仮）登記から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自信用金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権</li> <li>・他行住宅ローンにかかる抵当権</li> </ul>
<p><b>(2) 融資金額</b></p>	<p>1,000万円以内</p>
<p><b>(3) 融資期間</b></p>	<p>3ヵ月以上 15年以内</p>
<p><b>(4) 融資形式</b></p>	<p>証書貸付</p>
<p><b>(5) 徴求書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる建物の不動産登記簿謄本または全部事項証明書（申込日時点で発行から3ヵ月以内のもの）          ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可。</li> <li>・住宅ローンの借換資金を含む場合は、借換対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金通帳</li> <li>・支払済資金の場合は、領収書、通帳等</li> <li>・その他の徴求書類は、チェックリストで確認のこと。（本人確認書類、所得確認書類、資金用途確認書類等）</li> </ul>
<p><b>(6) 返済方法</b></p>	<p>毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内）          ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可</p>
<p><b>(7) 支払方法</b></p>	<p>工事契約先等に振込          ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可          ※支払済資金は除く</p>

(8)貸出金利	年3.10%（金庫短プラ変動、6ヵ月毎見直し）	*団体保険加入を希望される方は金利に0.3%上乗せ
(9)保証料	金利に含まれる。	

\*団体信用生命保険加入の取扱いについては、しんぎん保証基金の保証条件ではないことから、団体信用生命保険加入は、融資条件としないこととする。団体信用生命保険加入を希望される方については、金利に0.3%上乗せを行う。

【リフォームの例】

子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、太陽光発電システム設置  
(リフォームローン・エコ)  
 冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、  
 外壁塗装、車庫設置、物置設置、門扉設置、造園工事、瓦ふき替え、給排水工事、トイレ改修工事等

【留意事項】

① 保証対象とならないもの

次のいずれかに該当するものは、リフォームプランの対象になりません。

- ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業
- ・支払先が、申込人の配偶者、親、子

② 団体信用生命保険の付保

本商品は住宅ローンの借換え資金も資金使途としておりますが、団体信用生命保険の付保を条件としておりません。住宅ローン借換え資金において、団体信用生命保険が付保されない場合、その旨申込人に説明し、理解を得た上で取り扱って下さい。

③ エコ関連設備の購入・設置・修繕

太陽光発電システム設置などエコ関連設備の購入・設置・修繕の場合、保証料率の低いリフォームローン・エコを利用できます。

④ 借地上の建物（定期借地上の建物含む）の取扱い

対象物件が借地上の建物（定期借地上の建物を含む）の場合でも取扱いは可能です。  
 なお、保証期間は、賃貸借契約の残存期間にかかわらず、上記（3）の保証期間まで取扱い可能です。

⑤ 保留地上の建物の取扱い

対象物件が保留地上の建物の場合でも、取扱いは可能です。

⑥ 店舗併用住宅・賃貸併用住宅の取扱い

対象物件が、店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、居宅部分にかかるものであれば、取扱い可能です。